# まつど市民活動サポートセンターの指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、まつど市民活動サポートセンターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地

まつど市民活動サポートセンター 松戸市上矢切299番地の1

## 2 指定管理者となる団体

千葉県松戸市吉井町2番6 特定非営利活動法人 まつどNPO協議会 理事長 渡辺 洋子

### 3 指定管理の期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日まで(4年間)

#### 4 選定理由

指定管理者候補者審査委員会において審査しその答申を受けて選定した

#### 5 選定審查手順

申請書類受付平成30年8月13日(月)~31日(金)

・公の施設の指定管理者候補者審査委員会

第1回:平成30年10月4日(木) 第2回:平成30年10月12日(金) 第3回:平成30年10月18日(木)

指定管理者候補者審査結果答申平成30年10月18日(木)(審査委員会→市長)

・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出 平成30年12月6日(木)

- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決 平成30年12月25日(火)
- ・指定管理者の告示日平成31年1月4日(金)
- ・指定管理者への指定の通知平成31年1月4日(金)